

# 重要なお知らせ

平成31年1月18日

## キャッシュカード振込および引出機能の一部利用制限の開始について (還付金詐欺等の振り込め詐欺被害からお客さまのご預金をお守りするために)

ご高齢のお客さまをATMに誘導し、ご預金を振り込ませる「還付金詐欺」、「架空請求詐欺」等の被害を防止するため、当金庫では、長崎県警察との連携により、平成29年9月20日からキャッシュカード振込機能の一部利用制限を開始いたしました。

しかしながら、昨今、ATM振込によって被害を受けられる方の低年齢化が進み、加えて、キャッシュカードを騙し取りATMで現金を引き出すというような新たな手口による被害も相次いでいます。

そこで、当金庫では、ご高齢のお客さまの被害を最小限に食い止めるため、下記のとおり、ATM振込制限にかかる対象年齢の引下げおよび1日あたりのATMによる引出限度額の引下げを実施させていただきます。

### 記

#### 1. 対応の内容

対象となるお客さま	<u>①ATM振込一部利用制限の変更(対象年齢の引下げ)</u> <b>65歳以上</b> 、かつ過去3年間にキャッシュカードによるお振込をご利用されていない口座をお持ちのお客さま(振込をご利用されていない口座のみに対応いたします)。 ※対象年齢70歳以上からの年齢引下げ <u>②ATM引出一部利用制限の実施(新設)</u> <b>70歳以上</b> 、かつ過去3年間ATMによる出金(キャッシュカード、ご通帳)取引のない口座をお持ちのお客さま(引出をご利用されていない口座のみに対応いたします。)
対応(制限)内容	①の対象となるお客さま(口座)につきましては、ATMでのキャッシュカードによるお振込ができなくなります。 ②の対象となるお客さま(口座)につきましては、ATMでの1日あたり10万円を超えるお引出ができなくなります。
対応開始日	<b>平成31年2月20日(水)より</b>
その他	利用制限の対象となるお客さまで、ATMでの振込取引および10万円を超えるお引出をご希望される場合は、各信用金庫の窓口までお申出ください。

お客さまには大変ご不便をおかけいたしますが、お客さまの大切なご預金をお守りするための対策でありますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上

【本件についてのお問い合わせ】

たちはな信用金庫のお取引店窓口もしくは営業担当者までお問い合わせください。

長崎県内の信用金庫合同で実施しております

